

利用促進事業及び収益事業の概要について

	利用促進事業	収益事業
事業概要	指定管理業務の一環として行う業務で、「参画と協働による事業」又は「利用を促すプログラム・イベント」に関する事業	指定管理業務以外の業務で、都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められた範囲で、指定管理者が自らの責任で行う事業
財源	指定管理料、利用料金収入及び利用促進事業収入	自主的な財源 (指定管理料、利用料金収入及び利用促進事業収入は充当不可)
収益金	不可(支出が収入を上回る事業)	可(収入が支出を上回る事業)
許可申請	都市公園法第6条又は兵庫県立都市公園条例第4条の規定に基づく許可	都市公園法第5条、第6条又は兵庫県立都市公園条例第4条の規定に基づく許可
使用料	兵庫県立都市公園条例第11条の規定に基づく使用料を納付	
減免措置	事業内容に応じて50%又は100%の減免可	なし
事業例	a. イベントの開催 ・集客イベント (例) スポーツフェスタ、虫とり大会フリーマーケット ・体験プログラム (例) 環境体験学習の実施、クラフト教室、野鳥の観察会 b. 公園のPR活動 (例) プロモーションビデオの作成・発信、園内植物のWEB図鑑作成 c. 公園施設の修繕 (例) ガーデニング講座による花壇再生、DIY教室における看板・ベンチ改修	a. 収益施設の設置・管理 ・収益施設の設置 (例) 物販、飲食、サービス提供施設 ・収益施設(仮設)の設置 (例) 自動販売機、バーベキュー、コインロッカー、ドッグラン ・収益施設の管理 (例) 運動施設を活用したスポーツスクール開催、会議室の貸出 b. 物品販売・レンタル (例) キッチンカーの運営、スポーツ用品の販売・レンタル c. イベント・体験プログラムの提供 (例) マルシェ、スポーツ大会、音楽フェス、有料のセミナー開催、ウエディングフォト撮影 d. 公園施設の修繕 (例) テニススクール収入による近接トイレの洋式化
その他	参画と協働による事業、利用を促すプログラム・イベントを評価します。 既存施設の修繕、機能アップを併せて行う提案を高く評価します。	既存施設を活用したイベントや公園利用者のニーズに応える新しい公園サービス等、事業者のノウハウやアイデアを活かした提案を評価します。 公園への還元を併せて行う提案を高く評価します。
事業運営	自ら当該事業を主催するほか、他の団体、事業者等の主催や他の事業者への委託によって事業を実施することも可能です。	